区域名称	大島町地区
図面名称	区　域　図

条例第３の該当区分	建築物の用途	小野市土地利用計画に定める名称	凡例
条例別表第３の１の項（駅、バスターミナル等周辺区域）	１．別表の２の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	一般駅前区域	
条例別表第３の２の項（工場、店舗等周辺区域）	１．別表の３の項に規定する小野市沿道集積区域に建築できる建築物	沿道集積区域	
	２．別表の４の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	産業拠点区域	
条例別表第３の３の項（地域活力再生等区域）	１．旧条例別表第３の１の項に規定する建築物	地縁者の住宅区域	
	２．旧条例別表第３の１の項に規定する建築物及び同表第３の４の項に規定する建築物	集落事業所区域	
条例別表第３の５の項（工場等誘導区域）	１．旧条例別表第３の５の項に規定する建築物及び同表第３の７の項に規定する建築物	地域事業所区域	

凡例
- 市街化区域界
- 市界
- 字界

N
1:2,500

※区域界の内にある農用地区域、甲種農地、第1種農地及び森林法で指定した保安林等（保安林、保安林施設）は区域内から除く